

平成24年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成24年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年6月7日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年6月7日	10時45分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	5番	河野保久	6番	重松一徳		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(主幹) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	副町長	田代正好	こども課長	内山十郎		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	毛利俊治		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	内山敏行		
	税務住民課長	天本政人				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告
日程第4	第17号議案	基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正について
日程第5	第18号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第6	第19号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
日程第7	第20号議案	平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）
日程第8	第21号議案	平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9	第22号議案	平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第10	第23号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
日程第11	第24号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第12	第25号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度基山町一般会計補正予算（第7号））
日程第13	報告第2号	基山町土地開発公社の事業報告について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成24年第2回基山町議会定例会を開会します。

日程に入ります前に、田代副町長のほうからごあいさついただきます。

○副町長（田代正好君）（登壇）

皆様、おはようございます。全員協議会の中では一回、ごあいさつ申し上げましたけれども、こういう議会の場では初めてでございます。今回、初議会ということでちょっと緊張しておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

4月に副町長を拝命いたしまして2カ月が過ぎました。その間、庁内をいろいろ回らせていただきましたし、課題についてもいろいろ聞かせていただいております。また、町長と一緒に地元懇談会を回っておりまして、各地域からのいろいろな声を聞いて勉強させていただいているところでございます。少しでも早く基山町の状況等を把握いたしまして、町政発展のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤信八君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、河野保久議員と重松一徳議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤信八君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日より14日までの8日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（後藤信八君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は平成24年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正について」外1件、協議案件が「佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について」、予算案件が「平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）」外2件、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）」外2件となっております。これらについて御提案申し上げたいと、そして審議いただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

また、報告についても1件お願いをいたしております。

それでは、早速でございますが町政報告に移らせていただきます。

まず、消防団入退団式についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月8日に若基小学校グラウンドで実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により、24名の退団者に対し、23名の新入団員を補充することができました。

次に、防災パトロールについてでございます。5月24日に、雨期を前にした防災パトロールを関係機関と実施いたしました。土取り現場や危険箇所等の状況把握を行い、それぞれ専門的な意見を聞きましたが、特に指摘はありませんでした。今後も雨期等の災害対策に万全を期してまいりたいと思います。

次に、町長地元懇談会についてでございます。

町長地元懇談会につきましては、3期目の町政運営に当たり、私みずから、町民皆さんの意見をお聞きし、協働のまちづくりを進める上での参考にしたいと思い開催いたしております。5月21日の9区を皮切りにきのうまで9地区を回りさまざまな御意見をいただきました。残りの8地区につきましても、6月18日までに開催することとしております。

次に、基山町地域担当職員制度についてでございます。6月1日より基山町地域担当職員

制度を導入しました。地域と行政の積極的なコミュニケーションを図ることにより、互いの信頼関係を構築し、地域の活性化及び行政運営の円滑化を図ることを目的としております。今後、町民の皆さんと行政の協働のまちづくりを推進し、地域主体のまちづくりを支援していきます。

次に、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会についてでございます。

5月29日に鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会が発足しました。鳥栖・三養基地区の連携を深めることを目的に地域ビジョンを策定します。12月の報告に向け月2回程度の検討会を開いていく予定です。

次に、J Rウォーキングについてでございます。

4月28日に行われましたJ Rウォーキングにつきましては、好天に恵まれ多くの参加者1,100人で賑わいました。マスコット「きやまん」による駅前での出迎えや観光パンフレットの配布等を行い、参加者に基山町の魅力をPRいたしました。

次に、子どもの医療費助成事業についてでございます。

子どもの医療費助成事業につきましては、今年度から助成対象を拡大しております。このため、全世帯へチラシを配布するとともに、町広報紙やホームページに掲載し、制度の周知を図りました。また、町内小・中学校を通じてチラシを配布し、各家庭への周知も行いました。

次に、犬の登録及び狂犬病予防注射業務についてでございます。

狂犬病予防法に基づく登録と予防注射の事務を円滑に行うため、集合登録及び集合注射を4月3日にけやき台の北部公園で、4月6日と8日に役場で実施しました。

また、今年度も鳥栖市との連携事業の一環として4月15日に鳥栖市役所でも受付を行いました。今回の新規登録頭数は20頭、予防注射頭数は473頭となっております。

次に、下水道事業についてでございます。生活環境の改善及び河川の水質保全を図るため、下水道整備を進めておりますが、平成23年度に工事が完了しました東脇田、八辺ほか3.5ヘクタールについて、4月1日より公共下水道として供用開始いたしました。

平成23年度末の整備済み面積は255.8ヘクタール、整備率は46.2%となっております。

次に、学校教育におけるICT利活用教育推進事業についてでございます。

県では文部科学省が示した教育情報ビジョンや新学習指導要領等を踏まえ、平成23年度から本格的に先進的ICT利活用教育推進事業に取り組んでおり、今年度は基山小学校にも鳥

栖・基山地区担当のICT支援員が配置されました。新たな電子黒板の導入とあわせて全教員が電子黒板を活用した授業を行うことができるよう各学校で研修を実施する予定です。

次に、全国学力学習状況調査についてでございます。

4月16、17日に全国学力学習状況調査が実施されました。この調査は学習指導要領に示されている目標や内容の表現状況、学習に対する意識態度を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるために実施され、佐賀県は公立小・中学校すべてが参加しております。県の速報では、本町の小・中学校ともほぼ県の平均程度であり、今後、なお一層指導に力を入れていきます。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

4月22日に子どもクラブスポーツ大会が実施されました。第16区、第3区の上位2チームは、7月8日に行われる郡子連キックベースボール大会に出場します。また、5月20日に多くの町民の方々の参加を得て区対抗スポーツ大会を実施いたしました。当日は好天に恵まれソフトボール、ミニバレーボールとも熱戦が繰り広げられました。大会結果につきましては、ソフトボールは第3区が、ミニバレーボールは昨年に引き続き第9区が優勝しました。今後とも各団体と連携し、生涯スポーツを推進していきます。

最後に、寄附金の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、3月16日に6万円を基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので受領いたしました。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～13 第17号議案～報告第2号

○議長（後藤信八君）

日程第4．第17号議案より日程第12．第25号議案まで、並びに日程第13．報告第2号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成24年第2回定例議会に付議いたします議案について、順次、提案理由の御説明を申し上げます。

第17号議案 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正についてでございます。

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民の印鑑登録及び記載事項証明の交付に係る規定を見直すため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第18号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

地籍調査事業の終了により、地籍調査事業推進員を廃止するとともに、就学指導委員会の審査において、より専門的なアドバイスを行う就学指導委員会委員の規定を新たに設けるため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正をお願いするものでございます。就学指導委員会につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第19号議案 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議についてでございます。

佐賀県市町総合事務組合が共同処理を行う事務に、新たに佐賀県西部広域環境組合及び多久市が参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要となっております。

組合同規約の変更を行う際には、関係地方公共地方団体の協議によりこれを定め知事の許可を受けることとなっております、その協議については、地方自治法290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから今回お願いするものでございます。

次に、第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度の当初予算は、いわゆる骨格予算として編成していたところでございます。今回補正予算として1億3,054万4千円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも53億2,391万5千円になります。昨年度の当初予算と比較いたしますと1.0%の減、額でいいますと、5,306万1千円の減となっております。

次に、その補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、本桜・城の上線道路改良事業についてでございます。

懸案でありました本桜・城の上線道路改良工事、幅員5メートル、延長350メートルにつきましては今年度より着工いたします。今年度は仮設道路162.8メートル、堆積土搬出2,343立方メートル、防塵ネット168メートルの施行を予定しております。補正額は6,400万円です。

次に、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業についてでございます。

だれもが安全で安心して利用できる都市公園とするため、遊具更新やバリアフリー化を24年度及び25年度の2カ年で7カ所整備いたします。今年度はバリアフリー化と遊具更新のた

めの設計を行うとともに、遊具更新を5カ所予定しております。補正額は2,100万円でございます。

次に、住宅リフォーム緊急助成事業についてでございます。

住宅リフォーム緊急助成事業につきましては、申し込み件数が多いため、平成25年度予定分を前倒しして実施することといたしました。補正額は756万円です。

次に、若基小学校プールサイド改修事業についてでございます。

若基小学校のプールサイドの老朽化に伴い、床シートの張りかえと日よけ屋根の設置を行います。補正額は786万2千円です。

最後に、電子黒板等整備事業についてでございます。

ICTを活用した教育推進のため、基山小学校、若基小学校及び基山中学校に電子黒板とデジタル教科書を整備いたします。補正額は662万円です。

また、懸案となっております図書館につきましては、委員会を設置して議論を進めることとしており、今回委員報酬として14万3千円をお願いしているところでございます。

以上、概要について申し上げましたが、内容については担当課長より補足説明をいたします。

次に、第21号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回補正予算として213万6千円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億461万8千円になります。なお、補正予算の内容は人事異動に伴う職員給与費213万6千円の減額です。

内容については担当課長より補足説明をいたします。

次に、第22号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回補正予算として803万3千円の増額をお願いしており、これを現計予算と合わせますと予算総額歳入歳出とも4億332万7千円になります。

なお、補正予算の主なものは、人事異動に伴う職員給与費753万8千円の増額です。内容については、担当課長より補足説明をいたします。

次に、専決処分承認関係議案についてでございます。

第23号議案から第25号議案につきましては、平成24年3月に行いました専決処分について議会の承認をお願いするものでございます。

順次、専決処分の内容について御説明申し上げます。

まず、第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、新築住宅に係る固定資産税の減額措置延長等及び東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限延長の特別措置を講じるため基山町税条例を改正することが急務であったため、平成24年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、基山町税条例の改正と期を同じくして東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限延長の特例措置に対応するため、基山町国民健康保険税条例を改正する急務があったため、平成24年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度基山町一般会計補正予算（第7号））についてでございます。

地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付額が3月末に確定したこと等に伴い、一般会計予算の補正が急務なため、平成24年3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

報告第2号 基山町土地開発公社の事業報告につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

第17号議案についての補足説明を求めます。天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

それでは、私のほうから、第17号議案 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び外国人登録法の廃止が平成21年7月15日に公布されております。その法律の施行が平成24年7月9日から

となっております。

改正の内容につきましては、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるという外国人住民の住民票を作成するという事でされました。

この改正に伴いまして基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部を改正させていただくものです。

改正事項の主なものは、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例のほうでいきますと、登録の資格を外国人も住民基本台帳に記録されるということになりましたので、本町の住民基本台帳に記録されているものとしておりまして、外国人登録票に登録されている者を削除いたしております。

それから、登録後、登録印鑑の規制でございますが、外国人住民につきましては通称と特例を認めるということと、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民につきましては、氏名の片仮名表記等を認めるというような内容となっております。

それから、続きまして手数料条例の関係でございますが、手数料の種類の中に外国人登録原票に関する証明というのがございますが、外国人の住民票を交付することになりますのでこの事項を削除するというような内容となっております。

それでは、本議会の資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページ、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

資料の1ページですね。基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部を改正する条例、新旧対照表ですけれども、1ページ目、第2条関係、登録の資格というところがございますが、説明の訂正のおわびをさせていただきます。第2条の上段、中ほどに「住人基本台帳」となっておりますが、申しわけございません、「住民基本台帳」の誤りでございます。申しわけございませんが訂正をお願いしたいと思います。

説明をさせていただきます。先ほど申しましたとおり、外国人住民を住民基本台帳に記録されるということとされましたので、「印鑑登録を受けることができる者」は、住民基本台帳法の規定により、本町の「住民基本台帳に記録されている者」に改正をさせていただいております。

続きまして、1ページ、下段のほうの登録印鑑の規制でございます。第5条でございますが、第2項第1号につきましては全部改正をさせていただいております。内容としましては、

外国人につきましては通称を認めるというような形、外国人に対しての通称というのは、住民基本台帳施行令で規定されておりますものを外国人については認めるという内容になっております。

2ページをお願いいたします。第5条の3項を新たに加えております。内容につきましては、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民につきましては、片仮名表記、またはその一部を組み合わせたものを登録することができるように規定しているところでございます。

続きまして、第11条でございますが、第11条第2項につきましては、一応内容的には改正前が「登録者が死亡したとき」というふうに「とき」となっておりましたが、「登録者が死亡したこと」、「したこと」というふうな表現の改正をさせていただいております。

第3号につきましては、外国人関係の通称または氏名の片仮名の表記を含むというのを挿入させていただいております。

続きまして3ページをお願いします。3ページにつきましては基山町手数料条例に関するものでございますが、別表で改正前の別表の15番で、外国人登録票に関する証明というのがございますが、これを削除させていただいております。この件につきましては、外国人につきましても外国人登録法が廃止されまして、外国人につきましても住民票が交付されるということでございますので削除をさせていただいております。

以上、この条例につきましては、平成24年7月9日からの施行ということでお願いしております。

以上、補足説明とさせていただきます。どうかよろしく御審議いただきますようお願いいたします。終わります。

○議長（後藤信八君）

続きまして、第18号議案についての補足説明を求めます。内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

それでは、私のほうから第18号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、5ページに新旧対照表をつけさせていただいております。

まず、就学指導委員会につきましては、学校教育法施行令第18条の2において、市町村の教育委員会で認定就学者または特別支援学校の小学校に就学させるべき者について、入学の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学、その他の障害のある児

童・生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとするがあります。このことから、基山町におきましても、就学指導委員会を設置としまして就学する児童の状況に対し各委員さんの専門的立場から意見を伺い、一人一人のニーズに応じた障害のある児童・生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って就学指導のフォローを行っているところでございます。

この中で判定対象者の知的、自閉状況等に係る判定件数も年々増加傾向にありまして、より専門的な審査等が重要となっているため、医師または専門家として臨床心理士の先生に入らせていただいております。今回の条例改正につきましては、基山町就学指導委員会の規則で規定する就学指導委員会の委員につきましては、地方自治法、それから地方公務員法、これは同条第3項、同項第2号になりますが、これに対しまして非常勤特別職となりますので報酬を支給するために条例の改正をお願いするものでございます。

御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

次に、第20号議案について補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、1億3,054万4千円を歳入歳出ともに追加をお願いし、総額53億2,391万5千円とするものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に13款の国庫補助金を1,588万5千円、20款の町債を1,600万円増額し、17款の基金繰入金を8,900万円増額することで財源調整を図っております。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、総務費2,869万9千円、土木費1億44万5千円、消防費551万3千円、教育費1,781万1千円を増額し、民生費などを減額し、予備費を91万2千円増額することで財源調整を図っております。

議案書10ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。まず、防災基盤整備事業債として460万円の追加をお願いしております。事業費614万3千円、充当率75%でございます。

次に、変更としまして、公園整備事業債として都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業分を追加し、1,350万円から2,250万円への変更をお願いいたしております。充当率90%でございます。

また、地方道路等整備事業債として城戸1号線道路整備事業分の減額と、本桜・城の上線道路整備事業分を新たに追加いたしまして1,940万円から2,180万円への変更をお願いいたしております。充当率90%でございます。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

11款. 分担金及び負担金、2項. 負担金、1目. 民生費負担金、2節. 児童福祉負担金の保育料現年度分でございます。これは保育料のうち、町外の保育園への広域入所の対象者が2人から4人へ増員となったために保育料として68万8千円の追加をお願いいたしております。

4ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金の保育所運営費負担金でございます。これも今説明申し上げましたとおり、広域入所の対象者がふえたためによる57万2千円の追加でございます。

5ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金道路事業費補助金でございます。道路事業費国庫補助金として330万円の増額をお願いいたしております。これは城戸1号線の減額分と、新しくお願いいたしております本桜・城の上線道路改良事業分による増額分を差し引き合計したものでございます。補助率は55%でございます。

同じく2節. 都市計画費補助金でございます。公園事業補助金に1千万円の増額をお願いいたしております。これは都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業分の追加によるものでございます。この事業は、都市公園の遊具の整備やバリアフリー化などを行うもので、補助対象事業費2千万円、補助率2分の1でございます。

同じく4節. 住宅費補助金でございます。公営住宅等ストック総合改善事業補助金として

247万円を新しくお願いいたしております。これは公営住宅長寿命化計画の策定のための事業で、補助対象事業費549万円、補助率45%でございます。

次に、6目、農林水産業費国庫補助金、1節、林業費補助金でございます。美しい森づくり基盤整備交付金として11万5千円をお願いいたしております。これは森林の間伐等に対する補助金で、補助対象事業費23万円、補助率2分の1でございます。

6ページをお願いいたします。

3項、委託金、3目、総務費委託金、1節、戸籍住民基本台帳委託金でございます。これは先ほど条例改正を説明しましたように、外国人登録制度が変更になりましたので、中長期在留者居住地届け出等事務委託金として新しく15万9千円をお願いいたしております。今回交付決定がありましたので追加をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。

14款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金、1節、児童福祉費負担金でございます。保育所運営負担金として28万6千円の増額をお願いいたしております。これは国庫支出金と同様に広域入所対象人員の増によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2項、県補助金、5目、土木費県補助金、7節、住宅費補助金でございます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金に576万8千円の増額をお願いしております。この事業は、佐賀県が23年度から25年度の予定で実施しておりましたけれども、申し込み件数が多いため、25年度予定分を24年度に前倒しで実施をいたしますので増額をお願いいたしております。

9ページをお願いいたします。

17款、繰入金、1項、基金繰入金、2目、財政調整基金繰入金及び3目の公共施設整備基金繰入金をそれぞれ3,900万円、5千万円の追加をお願いし、財源調整を図っております。

10ページをお願いいたします。

諸収入、5項、3目、雑入でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、一番上の消防団退職奨励金でございます。今回消防団退職者が確定をしましたので新しく271万5千円をお願いいたしております。対象となる団員は部長級、班長級8人、団員6人の合計14名でございます。

次に、上から3番目のコミュニティ事業助成金160万円を新しくお願いしております。これは宝くじ助成事業に係るもので、第4区の会議用テーブル、折り畳みいす等の整備につい

ての助成でございます。

下から2番目の庁舎コピー使用料として新しく9千円をお願いいたしております。これは各種申請手続等に利用していただくため、住民サービスの一環として有料コピー機を庁舎に配置するものでございます。

11ページをお願いいたします。

20款. 1項. 町債、1目. 土木債でございます。2節に公園整備事業として900万円の増額をお願いいたしております。これは都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を新しく追加したものでございます。この事業は国庫支出金のところで説明をさせていただきましたように、都市公園の遊具の整備やバリアフリー化などを行うものでありまして、充当率は90%でございます。

7節. 地方道路整備事業として240万円の増額をお願いいたしております。これは本桜・城の上線道路改良事業を新しく追加したこと等によるものでございます。充当率90%でございます。

2目の消防債でございます。防災基盤整備事業として新しく460万円をお願いいたしております。これは消防自動車の小型ポンプ改修を行うもので、充当率75%でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

以下、歳出全般につきまして2節の給料、3節. 職員手当、4節. 共済費につきましては本町の4月の人事異動によるものでございますので、以下説明を省かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

12ページの1款. 1項. 1目. 議会費でございます。11節の消耗品費として1万円、12節の通信運搬費として18万5千円の増額をお願いいたしております。これは町議会に対する町民意識調査のための経費としてお願いしているものでございます。

14ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、5目. 財産管理費でございます。11節. 需用費に修繕料として1,261万5千円の増額をお願いいたしております。これの主なものといたしましては、庁舎の空調設備及び冷温水器発生器の全分解整備を行うものでございます。

次に、14節の使用料及び賃借料にコピー借り上げ料として9万2千円を新しくお願いいた

しております。これは歳入の説明で申し上げましたように庁舎内に有料コピーを新しく設置し、各種手続の際に利用していただくというために設置するものでございます。

6目の企画費でございます。

次の15ページをお願いいたします。

3節の職員手当等のうち、時間外勤務手当に124万円の増額をお願いいたしております。これは地域担当職員制度に係るものでございます。

19節. 負担金補助及び交付金でございます。コミュニティ助成事業補助金を新しく160万円お願いしております。これは歳入説明で申し上げましたとおり、4区の会議用テーブルや折り畳みいす等の整備への助成でございます。

7目の交通安全対策費でございます。70歳以上の交通災害共済負担金として5万円の増額をお願いいたしております。100人分をお願いいたしております。

18ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。28節. 繰出金の国民健康保険繰出金を213万6千円の減額をお願いいたしております。これは4月の人事異動に伴うものでございます。

次に、2目の老人福祉費でございます。11節の需用費の修繕料に99万3千円の増額をお願いいたしております。これは老人憩いの家の重油タンクの修理の費用でございます。

20ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費. 1目. 児童福祉総務費でございます。13節. 委託料の広域入所保育事務委託料に175万7千円の増額をお願いいたしております。これは歳入で説明申し上げましたように、対象人員の増によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、2項. 林業費、2目. 林業振興費でございます。19節の負担金補助及び交付金に美しい森づくり基盤整備交付金として新しく11万5千円をお願いいたしております。これは森林の伐採等に関する補助金で5件を予定いたしております。

24ページをお願いいたします。

7款. 1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。22節の補償補てん及び賠償金の中小企業小口資金融資保証料に40万円の増額をお願いいたしております。これは件数の増によるものでございます。

次に、2目の観光費でございます。11節の需用費に修繕料として新たに5万7千円をお願いいたしております。これは基山公園のトイレ修理によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。15節. 工事請負費にけやき台駅通り線屋根改修工事を新しくお願いいたしております。工事内容としては、主に屋根のルーフィング改修でございます。

2目. 道路橋梁費でございます。15節の工事請負費に本桜・城の上線道路改良工事を新しく4,900万円をお願いいたしております。主な工事内容としては、仮設道路の設置や堆積土の搬出でございます。同じく工事請負費に城戸1号線道路改良工事の減額を800万円お願いをいたしております。

次に、17節. 公有財産購入費に道路改良工事に伴う用地購入費として1,200万円を新しくお願いいたしております。これは本桜・城の上線道路改良事業に伴うものでございます。

次に、22節. 補償補てん及び賠償金に道路改良工事に伴う物件移転補償費として300万円をお願いいたしております。これも本桜・城の上線道路改良工事に伴うものを新しくお願いいたしております。

27ページをお願いいたします。

8款. 土木費、3項. 都市計画費、3目. 公園費でございます。13節. 委託料に都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業工事設計委託料として新しく600万円をお願いをいたしております。これは歳入の説明で申し上げましたように、都市公園の遊具等の整備、バリアフリー化の事業のための設計を行うものでございます。

次の15節. 工事請負費に都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業工事として新しく1,500万円をお願いいたしております。今申し上げた都市公園の遊具整備のうちの児童公園5カ所分の遊具改修工事の経費でございます。

28ページをお願いいたします。

8款. 土木費、4項. 下水道費、1目. 下水道整備費でございます。28節に繰出金として下水道特別会計繰出金に376万9千円の増額をお願いいたしております。これは4月の人事異動による事務費についての繰出金の増でございます。

29ページをお願いいたします。

8款. 土木費、5項. 住宅費、1目. 住宅管理費でございます。13節. 委託料に住宅リフ

ホーム工事確認業務委託料として9万円の増額をお願いいたしております。住宅リフォーム緊急助成事業補助金の申請の際の確認作業を行うものでございます。

同じく委託料に公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料として新たに560万円をお願いいたしております。これは公営住宅等の耐久性の向上を図る改善事業等の計画に向けた公営住宅等長寿命化計画を策定するものでございます。

次に、19節．負担金補助及び交付金でございます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金に747万円の増額をお願いいたしております。これは歳入でも説明を申し上げましたとおり、この事業、23年から25年にかけて行っている事業でございますけれども、申し込み件数が多いため25年度予定分を前倒しで実施するため増額をお願いいたしております。

次に、30ページをお願いいたします。

9款．1項．消防費、2目．非常備消防費でございます。8節．報償費に退職団員退職報償金として271万5千円を新しくお願いいたしております。内容は歳入で説明申し上げたとおりでございます。

次に、18節．備品購入費に614万3千円をお願いいたしております。これは消防自動車の小型ポンプの整備によるものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

10款．教育費、2項．小学校費、2目．若基小学校管理費でございます。15節．工事請負費に若基小学校プールサイド改修工事として新しく786万2千円をお願いいたしております。これは主にプールサイドの床シート張りかえ、日よけ屋根設置等の工事内容でございます。

次に、3目．基山小教育振興費及び4目．若基小学校教育振興費でございます。18節．備品購入費に教材備品としてそれぞれ189万9千円ずつを新しくお願いいたしております。これはそれぞれ電子黒板1台とデジタル教科書の導入によるものでございます。

33ページをお願いいたします。10款．教育費、3項．中学校費、2目．教育振興費でございます。18節．備品購入費に教材備品として新しく282万2千円をお願いいたしております。これは電子黒板2台とデジタル教科書導入によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

10款．教育費、4項．社会教育費、2目．公民館費でございます。19節．負担金補助及び交付金に公民館建設等に対する補助金として新しく8万9千円をお願いいたしております。これは10区公民館に対する助成でございます。

同じく、4目、歴史民俗資料図書館費でございます。1節、報酬に図書館等建設検討委員会委員報酬を新しく14万3千円をお願いいたしております。

同じく、5目、文化振興費でございます。18節、備品購入費に会館備品として新しく540万8千円をお願いいたしております。これは町民会館大ホールの音響機器の更新費用でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

14款1項1目、予備費でございます。今回91万2千円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただきました。

以上で一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

次に、第21号議案についての補足説明を求めます。眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

おはようございます。健康福祉課の眞島でございます。

それでは、第21号議案の平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

歳入歳出ともにそれぞれ213万6千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を21億461万8千円ということでお願いをいたしております。

それでは、国民健康保険の特別会計の事項別明細書の1ページの歳入の総括表をお願いいたします。

9款の繰入金につきましては一般会計からの繰入金でございますが、4月の人事異動に伴う事務費の更正をお願いをいたしております。

次に、2ページの歳出の総括表をお願いいたします。

1款の総務費につきましては4月の人事異動に伴う事務費の更正をお願いいたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

これにつきましても、まず9款1項1目の一般会計繰入金でございますが、1節の一般会

計繰入金の事務費等でございますけれども213万6千円の更正をお願いしております。これにつきましても4月の人事異動に伴う主に人件費の更正でございます。

続きまして、歳出でございます。4ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費の2節の給料から4節の共済費でございますが、これにつきましても4月の人事異動に伴う人件費の213万6千円の更正でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございますが、今回財源調整のために2万9千円の更正をお願いをいたしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

次に、第22号議案についての補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第22号議案の平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。3ページをお願いします。

6款1項1目、公共下水道基金繰入金の追加は、人事異動による人件費に充てるため基金から繰り入れるものであります。

同じく、6款1項2目、汚水処理施設基金繰入金の追加は、修繕費に充てるため、基金から繰り入れるものでございます。

4ページをお願いします。

6款2項1目、公共下水道一般会計繰入金の追加は、一般会計から繰り入れる人件費の追加でございます。

次に、歳出でございます。

5ページをお願いします。

2款1項1目、公共下水道事業費の追加は、4月の人事異動に伴う人件費の追加でございます。

6ページをお願いします。

2款2項1目、汚水処理施設事業費の追加は、汚水処理施設破砕機の修繕をするためのも

のでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤信八君）

次に、報告第2号についての説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）（登壇）

それでは、私のほうから基山町土地開発公社の事業報告について御説明申し上げます。

報告の内容につきましては簡略に要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成23年度基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

1. 用地の買収、2. 用地の売却及びその他でございますが、平成23年度は事業がなかったため、なしとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。

これは理事会開催状況でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、4ページでございますが、庶務に関する事項でございます。これも後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、5ページでございます。

役員の名簿になっております。今回報告分より役員任期及び事務局長名の氏名、任期についても掲載しております。

次に、6ページでございます。平成23年度基山町土地開発公社の決算について御説明申し上げます。

7ページの1. 収益的収入及び支出でございます。まず、収入の部でございますが、決算の合計2,979円となっておりますが、これは預金利息の事業外収益でございます。また、支出の部におきまして68万2,504円は、主として販売及び一般管理費の合計でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部でございますが、今年度、事業がなかったため、借入金が発生しておりません。また、支出の部といたしましては、決算額は72万1,926円で、不用額はゼロとなっております。これは図書館用地及び児童館用地取得のため、基山町の土地開発基金より借り入れている8,021万4千円の利息の支払いであります。平成22年

度の支払いが平成23年4月1日となりましたので2カ年分を計上しております。

次に、9ページでございます。これは平成23年度の損益計算書でございます。1の事業収益及び2の事業原価はゼロ円、3の販売及び一般管理費は68万2,504円、4の事業外収益2,979円となっております。

1. 事業収益に4. 事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を差し引きますと、今回の当期損失は67万9,525円となります。

次の10ページは、平成23年度の貸借対照表でございます。平成24年3月31日現在でございます。

資産の部についてでございますが、流動資産として預金、定期預金及び公有地の計1億2,330万2,194円、また固定資産として器具、備品、車両、減価償却累計額の計23万8,955円となっており、資産の合計は1億2,354万1,149円となっております。

次に、11ページでございます。

負債の部といたしまして流動負債として平成23年度はゼロ円、固定負債として開発機器借入金8,021万4千円となっておりまして、負債の合計は8,021万4千円となっております。

次に、12ページでございます。

資産の部で前期繰越金から当期損失を差し引きました準備金は4,182万7,149円となっております。負債資本合計は1億2,354万1,149円となっております。

次に、13ページでございます。

これは平成24年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。

まず、流動資産が33万1,359円と定期預金250万円、そして公有地1億2,047万835円の計1億2,330万2,194円です。

次に、固定資産が器具、備品などで23万8,955円となっておりますので、資産合計が1億2,354万1,149円となっております。

次に、固定負債が長期借入金8,021万4千円で、資本金が150万円あります。資産合計1億2,354万1,149円から負債合計8,021万4千円と資本金150万円を差し引いた純資産は4,182万7,149円となっております。

次に、14ページでございます。

平成23年度基山町土地開発公社の決算報告書でございます。これは監査委員より確認の報告をいただいたものでございます。

次に、15ページから22ページまでにつきましては、ただいま説明いたしました資料を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、平成23年度における基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

ここで第20号議案について説明の訂正がありますのでよろしく申し上げます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど補足説明を申し上げました平成24年度一般会計補正予算（第2号）の補足説明に誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

事項別明細書の34ページをお願いいたします。

10款4項5目の文化振興費でございます。備品購入費の会館備品として540万8千円をお願いいたしております。中身について「大ホール音響設備」と先ほど説明申し上げましたけれども、正しくは「町民会館大ホールの調光操作卓の更新」でございます。訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（後藤信八君）

よろしゅうございますか。（「議長、報告の中で公社の報告で、基本金とあったけど基本金ですか、資金じゃないんですか、資本金じゃないの。基本金と書いてある13ページ」と呼ぶ者あり）

用語で基本金で間違いありません。

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午前10時45分 散会～